

議案第四十四号

港区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年六月十七日

提出者 港区长 武井雅昭

港区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

港区心身障害者福祉手当条例（昭和四十八年港区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一特殊疾病者の項中「ブラウ症候群」の下に「、先天性ミオパチー、マリネスコ・シエーグレン症候群、筋ジストロフィー、非ジストロフィー性ミオトニー症候群、遺伝性周期性四肢麻痺、アトピー性脊髄炎、脊髄空洞症、脊髄髄膜瘤、アイザックス症候群、遺伝性ジストニア、神経フェリチン症、脳表へモジデリン沈着症、禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症、皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症、神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症、ペリーー症候群、前頭側頭葉変性症、ピッカースタッフ脳幹脳炎、痙攣重積型（二相性）急性脳症、先天性無痛無汗症、アレキサnder病、先天性核上性球麻痺、

メビウス症候群、中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群、アイカルデイ症候群、片側巨脳症、限局性皮質異形成、神経細胞移動異常症、先天性大脳白質形成不全症、ドラベ症候群、海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん、ミオクロニー欠神てんかん、ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん、レノックス・ガストー症候群、ウエスト症候群、大田原症候群、早期ミオクロニー脳症、遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん、片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群、環状20番染色体症候群、ラスマツセン脳炎、PCDH19関連症候群、難治頻回部分発作重積型急性脳炎、徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症、ランドウ・クレフナー症候群、レット症候群、スタージ・ウエーバー症候群、結節性硬化症、色素性乾皮症、先天性魚鱗癬、家族性良性慢性天疱瘡、類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む）、特発性後天性全身性無汗症、眼皮膚白皮症、肥厚性皮膚骨膜炎、弾性線維性仮性黄色腫、マルファン症候群、エーラス・ダンロス症候群、メンケス病、オクシピタル・ホーン症候群、ウイルソン病、低ホスファターゼ症、VATER症候群、那須・ハコラ病、ウィーバー症候群、コフィン・ローリー症候群、有馬症候群、モワット・ウイルソン症候群、ウイリアムズ症候群、ATR-X症候群、クルーゾン症候群、アペール症候群、ファイファー症候群、アントレー・ビクスラー症候群、コフィン・シリズ症候群、ロスマンド・トムソン症候群、歌舞伎症候群、多脾症候群、無脾症候群、鰓耳腎症候群、ウェルナー症候群、コケイン症候群、プラダー・ウィリ症候群、ソトス症候群、ヌーナン症候群、ヤング・シン普森症候群、1 p 36欠失症候群、4 p欠失症候群、5 p欠失症候群、第14番染

色体父親性ダイソミー症候群、アンジェルマン症候群、スミス・マギニス症候群、22q11.2欠失症候群、エマヌエル症候群、脆弱X症候群関連疾患、脆弱X症候群、総動脈幹遺残症、修正大血管転位症、完全大血管転位症、単心室症、左心低形成症候群、三尖弁閉鎖症、心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症、心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症、ファロー四徴症、両大血管右室起始症、エプスタイン病、アルポート症候群、ギャロウェイ・モワト症候群、急速進行性糸球体腎炎、抗糸球体基底膜腎炎、一次性ネフローゼ症候群、一次性膜性増殖性糸球体腎炎、紫斑病性腎炎、先天性腎性尿崩症、間質性膀胱炎（ハンナ型）、オスラー病、閉塞性細気管支炎、肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）、肺胞低換気症候群、 α 1-アンチトリプシン欠乏症、カーニー複合、ウオルフラム症候群、ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）、副甲状腺機能低下症、偽性副甲状腺機能低下症、副腎皮質刺激ホルモン不応症、ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症、ビタミンD依存性くる病／骨軟化症、フェニルケトン尿症、高チロシン血症1型、高チロシン血症2型、高チロシン血症3型、メープルシロップ尿症、プロピオン酸血症、メチルマロン酸血症、イソ吉草酸血症、グルコーストランスポート1欠損症、グルタル酸血症1型、グルタル酸血症2型、尿素サイクル異常症、リジン尿性蛋白不耐症、先天性葉酸吸収不全、ポルフィリン症、複合カルボキシラーゼ欠損症、筋型糖原病、肝型糖原病、ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症、レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症、シトステロール血症、タンジール病、原発性高カイロミクロン血

症、脳髓^{けん}黄色腫症、無^りリポタンパク血症、脂肪萎縮症、家族性地中海熱、高IgD症候群、中條・西村症候群、化膿^{のう}性無菌性関節炎・壊疽^{えそ}性膿^{のう}皮症・アクネ症候群、慢性再発性多発性骨髄炎、強直性脊椎炎、進行性骨化性線維異形成症、肋骨異常を伴う先天性側弯^{わん}症、骨形成不全症、タナトフォリック骨異形成症、軟骨無形性症、リンパ管腫症／ゴーム病、巨大リンパ管奇形（頸部^{けい}顔面病変）、巨大静脈奇形（頸部^{けい}口腔^{くわう}咽頭びまん性病変）、巨大動静脈奇形（頸部^{けい}顔面又は四肢病変）、クリツペル・トレノネー・ウエーバー症候群、先天性赤血球形形成異常性貧血、後天性赤芽球^{ろう}癆、ダイアモンド・ブラックファン貧血、ファンコニ貧血、遺伝性鉄芽球性貧血、エプスタイン症候群、自己免疫性出血病^Ⅲ、クローンカイト・カナダ症候群、非特異性多発性小腸潰瘍症、ヒルシユスプルング病（全結腸型又は小腸型）、総排泄^{せつ}腔^{くわう}外反症、総排泄^{せつ}腔^{くわう}遺残、先天性横隔膜ヘルニア、乳幼児肝巨大血管腫、胆道閉鎖症、アラジール症候群、遺伝性睪^{すい}炎、囊胞^{のう}性線維症、IgG4関連疾患、黄斑ジストロフィー、レーベル遺伝性視神経症、アッシュヤー症候群、若年発症型両側性感音難聴、遅発性内リンパ水腫、好酸球性副鼻腔^{くわう}炎を、「ネフロローゼ症候群」の下に「（IgA腎症を除く。）」を、「ミオトニー症候群」の下に「（シユワルツ・ヤンペル症候群を除く。）」を加え、「強直性脊椎炎」、「遺伝性（本態性）ニューロパチー」及び「先天性ミオパチー」を削り、「ウイルスン病」を「（遠位型ミオパチーを除く。）」に改め、「脊髄空洞症」を削る。

1 この条例は、平成二十七年七月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の港区心身障害者福祉手当条例の規定により次の表の上欄に掲げる疾病に該当して心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）の受給の対象となつてゐる者は、この条例による改正後の港区心身障害者福祉手当条例の規定により同表下欄に掲げる疾病に該当して手当の受給の対象となつてゐる者とみなす。

ネフローゼ症候群	I g A腎症又はネフローゼ症候群（I g A腎症を除く。）のうちいずれか相当である疾病
ミオトニー症候群	シュワルツ・ヤンペル症候群又はミオトニー症候群（シュワルツ・ヤンペル症候群を除く。）のうちいずれか相当である疾病
進行性筋ジストロフィー	遠位型ミオパチー又は進行性筋ジストロフィー（遠位型ミオパチーを除く。）のうちいずれか相当である疾病
遺伝性（本態性）ニューロパチー	シャルコー・マリー・トゥース病

（説明）

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）に基づく国の医療費助成の対象となる指定難病が追加されたことに伴い、心身障害者福祉手当の支給対象とする特殊疾病の範囲を拡大するため、本案を提出いたします。